

委員会提出議案第9号

田川市議会委員会条例の一部改正について

上記議案を田川市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成31年3月14日

提出者 田川市議会議会運営委員会委員長 尾崎 行人

理 由

田川市水道事業の設置等に関する条例等の廃止に伴い、田川市議会委員会条例の一部を改正する必要があるためである。

田川市議会委員会条例の一部を改正する条例

田川市議会委員会条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中 「建設経済部の所管に属する事項  
水道局の所管に属する事項」 を「建設経済部の所管に属す  
る事項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。